

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること。
2. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これら分野の人材確保のための自治体の取組を支える財源措置を講じること。
3. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所の体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対策事業、さらには地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。
4. 自治体情報システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じる行政需要についても人材・財源を含めた対応を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、引き続き同規模の財源確保はもとより、拡充を含めて検討すること。

6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行い、財政需要を十分に満たすこと。
7. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。なお、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍対策として実施された固定資産税の軽減措置については、地方の財政運営の予見性を損なうことから、2022年度をもって終了し、今後、税制度の変更等を検討する際は、地方団体の意見を考慮し慎重に行うこと。
8. 特別交付税の配分に当たり、諸手当の支給水準が、国の基準を超えている自治体に対する減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応や小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。